

令和6年度 会津美里町地域おこし協力隊募集要項

〔 まちやど×グリーンクラフトツーリズム  
～焼物の町 会津本郷でCOBACOを拠点とした町おこし～ 〕

会津美里町では、平成30年度より町全体まちを一つの宿と見立て、宿泊施設と地域の日常をネットワークさせ、まちぐるみで宿泊客をもてなすことで地域価値を向上させる「まちやど事業」と地域特性をコンテンツとする新しい滞在型観光「グリーンクラフトツーリズム」を推進してきました。

そして令和5年4月に「まちやど事業」の拠点として、古くから町民に親しまれたたばこ店を改装し、レンタルスペース、レンタルキッチン、カフェ、アクセサリショップが集う複合施設と生まれ変わった「COBACO」が旧会津本郷町の会津本郷地域 瀬戸町に誕生し、より一層「まちやど」事業の推進に力を入れていきたいと考えております。また今後、トックトックやEバイクなどのモビリティを活かした新たな滞在型観光によるインバウンドの集客も考えています。

会津本郷地域は、東北最古400年以上の歴史をもつ会津本郷焼の産地として最盛期には100を超える窯元があったとされ、現在も個性豊かな焼物を作る12の窯元があり、「COBACO」が位置する瀬戸町メインストリートの昭和の町並みを残した趣深い雰囲気も魅力です。

そんな会津本郷地域で「COBACO」を拠点とした「まちやど事業」と「グリーンクラフトツーリズム」の推進を担う地域おこし協力隊を募集します。

## 1. 募集人数

地域おこし協力隊員（まちやど×グリーンクラフトツーリズム） 1名

※ただし、採用水準を満たす者のみの採用とし、満たさない場合は採用しない。

## 2. 活動内容

「COBACO」を拠点とした「まちやど事業」と「グリーンクラフトツーリズム」の推進

- (1) COBACOを拠点とした「まちやど事業」の推進・地域への浸透
- (2) COBACOを活用した地域イベントの実施
- (3) 会津本郷地域への観光客（インバウンド含む）の呼び込み
- (4) 地域ならではのコンテンツの発掘と磨き上げ
- (5) WEBサイト「ほのぼの旅する会津美里」への記事掲載、SNSによる情報発信
- (6) 本郷地域で開催されるイベントへの協力、調整
- (7) チラシ・冊子の作成
- (8) その他地域の活力維持と地域の活性化のために町長が必要と認める活動

※ 勤務時間以外に副業としてCOBACOを活用したチャレンジショップの実施なども可能です。

なお、活動内容については、実情に応じて、隊員と会津美里町で協議の上、都度変更する場合がございます。

### 3. 募集条件

以下（１）～（７）のすべてに該当する方

（１） 次のいずれかに該当する方

ア 現在、三大都市圏の地域又は地方都市（条件不利地域は除く）に住所を有する方

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定を有する市町村をいう

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法②山村振興法③離島振興法

④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法

⑦沖縄振興特別措置法

イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊として、同一地域で2年以上活動し、かつ解嘱1年以内の方

ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動し、活動終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

（２） 採用が決定し委嘱された後は、会津美里町に住民登録して生活の拠点を移すことができる方

（３） 心身共に健康で、地域住民や関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方

（４） 協力隊活動終了後、会津美里町で起業、就業して定住する意思のある方

（５） 普通自動車運転免許を所持している方（オートマチック限定免許可）

（６） 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）ができる方

（７） 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※以下①～④に該当しない方

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②会津美里町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公正員会の委員の職であって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4. 雇用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員

#### 5. 活動地域及び勤務地

活動地域：町内全域（主に本郷地域）

勤務地：会津美里町字新布才地1番地

会津美里町役場 本庁舎 政策財政課

#### 6. 勤務時間等

(1) 勤務日数：週4日

(2) 勤務時間：原則8時30分～17時15分（途中お昼休み1時間）

(3) 休日：祝日・年末年始（休日等に出勤の場合は振替となります）

(4) 休暇日：会津美里町と協議の上、決定します

(5) その他：勤務日時、休暇等の詳細は、都度、会津美里町と協議の上、決定するものとします

#### 7. 雇用期間

令和6年7月1日以降 ～ 令和7年3月31日【採用日については要相談】

（最長で3年間継続可能とし、毎年度、面接により成果等を検証し、継続更新についての判断を行う）

#### 8. 給与等

月額：170,000円（月末締、翌月10日に支給）

※所定の活動時間を下回った場合は、その分を減額することがあります。

※支給月の10日が土日祝日となる場合は、その直前の営業日に支給となります。

※採用日や金額改定等により支給額が変更となる場合があります。

賞与：あり（年2回：6月、12月）

#### 9. 福利厚生

社会保険：加入

有給休暇及び特別休暇：あり

家賃助成：月額45,000円を上限に助成

引越助成：引越しに係る運送費等について100,000円を上限に助成  
ただし、同居家族がいる場合、150,000円を上限に助成

敷金礼金助成：90,000円を上限に助成

自己研鑽費：年間100,000円を上限に助成

起業助成：協力隊任期2年目から任期終了後1年以内に町内で起業または事業継承  
に要する費用 1,000,000円を上限に助成

その他：活動に支障がない範囲で、個人事業の運営、副業なども可能。

## 10. 住居等

住居はご自身でご用意いただきます（物件探し等は相談に応じます）。

自家用車を用意していただくことをお勧めします。

（自家用車がない場合、本町の生活に大きな制限が生じる可能性があります）

## 11. 選考方法

### （1）1次選考（書類選考）

応募書類による審査を行います。

1次選考結果は文書で通知します。

### （2）2次選考（面接試験）

1次選考の合格者に対し会津美里町役場において面接試験を行います。

日時等の詳細は、1次選考結果通知の際にお知らせします。

### （3）その他

応募に係る費用（書類郵送代、交通費、宿泊費等）は個人負担となります。

## 12. 応募手続き

### （1）応募方法

次の提出書類を下記応募先まで、郵送又は持参して下さい。

提出された応募書類は返却いたしません。

① 会津美里町地域おこし協力隊応募用紙（別紙様式）

② 運転免許証の写し

③ 住民票抄本（本籍地記載不要）

### （2）応募先

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

会津美里町政策財政課人口減少対策係 宛

### （3）応募受付期間

令和6年3月15日（金）から令和6年5月14日（火）

## 13. その他注意事項

（1）住民票の異動は必ず採用内定通知以降に行ってください。それ以前に住所を異動さ

せると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

- (2) 選考において、合格者がいなかった場合は、募集人数に係わらず、本募集期間において、「採用者なし」とすることがあります。また、その場合は、再度の募集を行う場合があります。予めご了承ください。